

伊丹市いたみキッズフェア実施委託業務にかかる公募型プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 伊丹市いたみキッズフェア委託業務を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した契約の相手となる候補者（以下「候補者」という。）の決定を厳正かつ公平に行うため伊丹市いたみキッズフェア実施委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他審査会において必要と認めた事項

(委員)

第3条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長等)

第4条 委員長は、前条で定めた委員のうち、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、前条で定めた委員のうち、空港・広報戦略室長の職にある者が、その職務を代理するものとする。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議を招集し、開くことの時間的余裕が無いと認めるときは、持ち回り決裁による審査会を開催することができる。

(委員の欠席)

第6条 委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合は、あらかじめ委員長の承諾を得て、代理の委員を出席させることができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第8条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 審査会の庶務を処理するため、事務局を当該業務を所管する課（総合政策部空港・広報戦略室都市ブランド・観光戦略課）に設置する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月18日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する審査会の所掌事務が終了したときをもって、その効力を失う。

別表（第3条）

区 分	職 名
委員長	総合政策部長
委員長職務代理	空港・広報戦略室長
委員	政策室主幹
委員	財政企画課長
委員	教育企画課長
委員	幼児教育施策推進班主幹
委員	都市ブランド・観光戦略課長